

財務省第12入札等監視委員会
令和4年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年9月20日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 堺 様子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
	委 員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年4月1日(金) ～ 令和4年6月30日(木)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 令和4年度各所修繕工事北九州地区 (単価契約)【風呂釜・給湯器関係】 契約相手方 : 株式会社葵設備工業 (法人番号 4290801000075) 契約金額 : 5,566,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	-件	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : ドッグフードほか購入 契約相手方 : Pet & Goods Shop オリオン 契約金額 : 7,022円/袋(税込)ほか 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 監視艇「なんせい」船体上架維持整備 契約相手方 : 寿工業株式会社 (法人番号 7340001008976) 契約金額 : 15,290,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年6月28日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 令和4年度若松港湾合同庁舎庁舎設備管理業務 契約相手方 : 太平ビルサービス株式会社北九州支店 (法人番号 2011101012138) 契約金額 : 9,570,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	3件	契約件名 : 令和4年度各所修繕工事北九州地区 (単価契約)【風呂釜・給湯器関係】 契約相手方 : 株式会社葵設備工業 (法人番号 4290801000075) 契約金額 : 5,566,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : ドッグフードほか購入 契約相手方 : Pet & Goods Shop オリオン 契約金額 : 7,022円/袋(税込)ほか 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 令和4年度若松港湾合同庁舎庁舎設備管理業務 契約相手方 : 太平ビルサービス株式会社北九州支店 (法人番号 2011101012138) 契約金額 : 9,570,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 令和4年度各所修繕工事北九州地区 (単価契約)【風呂釜・給湯器関係】 契約相手方 : 株式会社葵設備工業 (法人番号 4290801000075) 契約金額 : 5,566,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 福岡財務支局	
1者応札かつ高落札率であることから、予定価格の積算が適正か、競争性が働いているかについて確認したい。	
福岡・久留米地区(風呂釜・給湯器関係)においては複数の応札があったが、北九州地区では1者応札となっている。その理由についてどのように考えているか。	北九州地区においては、競争参加資格をB等級業者のみとしていた。一方、福岡・久留米地区においては、B等級及びC等級業者としており、そのことが影響していると考ええる。 また、「管工事」の競争参加資格を有する業者が、北九州市は福岡市と比べて少ないことも要因として挙げられる。
予定工事数量はどのように算出されているのか。過去の工事において機器を入れ替えた数量は、どのような形で把握・反映されるのか。	過去の発注実績を反映させるため、工事内容ごとに直近3か年の工事実績の平均件数を算出し、4年度の発注予定件数としている。
過去5年間の応札者及び落札者はどのようになっているか。	令和3年度を除いて、過去5年間は現契約業者しか応札していない。
令和3年度に現契約者以外で参加した業者が、今年度の入札に参加しなかった理由は何か。	公表されている契約金額では採算が取れないためと聞いている。
改善策として、競争参加資格がA等級又はC等級の業者も参加させることを検討しているが、入札参加可能な業者はいるのか。	「管工事」の資格を有する北九州市の業者は、A等級で7者、C等級で17者である。現時点では当該等級業者で参加可能な業者がいるかどうかは不明であるが、声掛けすることで応札者が増えるよう努力したい。
過去5年間、現契約業者が応札していることから、予定工事数量は5年間の実績に基づき算出した方がよいのではないか。	直近3か年で算出した方が、直近の発注状況を反映できると考える。
競争参加資格をB等級業者のみとした理由は何か。	特にない。
仕様書は見直すことが可能なのか。	関係先へ確認しないと、見直すことが可能かどうか分からない。
各工事の単価は、貴局の積算金額と業者の金額において差が生じているものがある。業者の金額を参考にして、積算単価を見直すことはあるのか。	当局は、公表されている労務単価や製品価格に基づき積算しており、来年度も同様の手法で積算する予定である。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 :ドッグフードほか購入 契約相手方 :Pet & Goods Shop オリオン 契約金額 :7,022円/袋(税込)ほか 契約締結日 :令和4年4月1日 担当部局 :門司税関	
1者応札であり高落札率である。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているか検証する必要がある。	
調達品は一般に市販されており、予定価格より安価に入手できるものもあるが、その点についてどのように考えているか。	調達品はこれまでの使用実績等から、麻薬探知犬の体調等に影響がないことが確認されたものであり、また、麻薬探知犬の管理のために必要不可欠なものであることから、取締への影響に鑑みると安定した供給を受けることが必須である。調達品のうち、一部の製品については、インターネットで、契約単価よりも安い価格で販売されているものもあることは承知しているが、供給の安定性確保のためには年間契約が必要と考えている。
仕様書の「別紙」として、入札業者あて発注書が添付されている理由は。	先に資料として提出した仕様書は、契約書添付の仕様書の写しであることから、仕様書別紙の「発注書」に契約者が記載されている。
当事案と同様の過去事案の当年度を含む過去5年度の応札者及び落札者をお教え願います。	令和2年度分の契約から、一般競争により受注業者を選定しているところ、令和2年度分契約から今年度契約まで、現契約者のみの応札、落札が続いている。 なお、平成30年度分、平成31年度分は見積り合わせにより受注業者を選定しているところ、当該年度の見積書提出者は現契約者のみである。
仕様書において提出を求めている機能等証明書は、特定機関がオーソライズした書類か。	特定機関がオーソライズした書類ではない。本契約は指定品目の納品を求めているため、指定品目の納入を担保するため業者に提出を求めている書類である。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 監視艇「なんせい」船体上架維持整備 契約相手方 : 寿工業株式会社 (法人番号 7340001008976) 契約金額 : 15,290,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年6月28日 担当部局 : 長崎税関	
高落札率。予定価格の積算が適正か、また競争性が働いているのか確認したい。 令和3年度第2回委員会での審議後の対策が適切であったか検証する必要がある。	
鹿児島港には他官庁にも大型の巡視船が配属されており同様に定期的な修繕を行っていると思うが、本船を扱うことのできる造船所は今回入札に応じた2者しか存在しないのか。	数社存在しており、入札の度に案内を行い、参加の依頼をしているが、業務多忙を理由に参加には至っていない状況である。
予定価格算出の際、辞退をした業者には参考見積りを依頼していないのか。	他者と同様に依頼を行ったが、期限までに提出がなく応じてもらえなかった状況である。 落札率が高い理由としては、見積り依頼を2月に行い、3月に提出があったものを採用したところ、6月末の開札時までには物価や人件費の急激な上昇があったことが影響している。
新規参加者が結果的に辞退しているが、理由を把握しているか。	前回の同案件審議結果を受け、入札参加者を増やすべく熊本県内まで回航費用を求めないこととし、複数者に参加の依頼を行った結果1者の新規参加があったが、最終的に辞退したものである。 本船は船体がアルミで作られており、さらに船体にはフィン等の装備品があるため上架は非常に気を遣う作業となりリスクが伴うこと。また、塗料等の資材費や人件費が上がり続けているため、利益を見込んだ価格を出すことが難しいと判断したと聞いている。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 令和4年度若松港湾合同庁舎庁舎設備管理業務 契約相手方 : 太平ビルサービス株式会社 北九州支店 (法人番号 2011101012138) 契約金額 : 9,570,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年4月1日 担当部局 : 福岡国税局	
1者応札であり、落札率が極めて高い。予定価格の積算が適正か、競争性が働いているか。	
若松港湾合同庁舎では同一業者が落札を続けているが、北九州・下関地区の他の港湾合同庁舎でも業者は異なるが同様の事象が生じている。その理由についてはどのように考えているか。	庁舎ごとに設備の構造や規模、機器の製造メーカーが異なっているため、他の建物で維持管理の経験があっても、途中から維持管理を行う場合には、全体像の把握にかなりの時間を要することとなり、相応の対応能力が要求されると思われる。 各種設備も調子の良し悪しがあるため、請負業者は日々、保守点検を行いながら維持管理に努めており、安定的な設備の稼働を担保するためには、ある程度の期間、維持管理に従事する中でノウハウを蓄積する必要があると想定される。 落札後は、各業者とも同じ状況下に置かれるため、毎年入札を実施しているものの、応札については、業者それぞれの事情があるものと思われる。
仕様書に定める「2受託資格等」について、(1)庁舎から10Km以内、又は30分以内の場所に営業所等を有する業者は、入札業者以外に複数あるか。ないのであれば、「常駐設備管理従事者」配置のほかに、この要件は必要か。	当局で確認できる範囲で調べたところ、庁舎から10Km以内又は30分以内の場所に営業所等を有する業者で、全省庁統一資格において、業種区分が「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者は、入札業者以外に「A」等級が2者、「B」等級が1者、「C」等級が9者の計12者あった。
当年度を含む過去5年度で1者応札・同一者落札となっていますが、このような状況となっている理由及び競争性確保のために実施された方策等あればその内容を教えてください。	入札状況については、過去5年間に於いて、いずれも応札者1者で落札業者は今年度と同じT株式会社となっている。 過去に応札しなかった業者に対して辞退理由を聴取したところ、仕様書の要件を一部満たせない等の回答もあったが、仕様書の要件は、安全確保や国が取り組んでいる省エネを担保するためには緩和できないものであるため、一者応札の解消に向けた仕様書の変更ができない状況である。 今のところ対応策が見当たらないため、他の入札事例等の情報を収集し、改善できる点がないか引き続き検討していくより方法はないと考えている。
今回の入札については、落札者以外に仕様書を確認した業者が2者いるとのことであるが、その業者に対して直接何らかの確認はとったのか。	2者に対して直接、応札辞退理由を確認したところ、1者目は仕様書条件に該当する営業所等を有していない、2者目は資料収集のため仕様書を確認したとの回答があった。 また、確認した際には、入札参加を検討してもらえよう、併せて勧奨を行った。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 競争参加資格をB等級のみとする合理的な理由は見当たらないので、競争参加資格や仕様書の見直しを検討していただきたい。	
(第2事案について) 同一業者の応札、落札が続いており、競争性が確保できているか非常に疑問がある。 業務内容を見ても他社でも受注可能と考えられることから、積極的に他業者にも声掛け等を行い、1者応札解消に努めていただきたい。	
(第3事案について) 令和3年度第2回委員会での審議後、参加者の増加に向けて努力しているのは理解するが、新規参加者が辞退をし、結果的にこれまでの落札者2者が交互に落札をしており、解消に至らなかったのは遺憾である。今後も引き続き参加者の増加に向けて努力されたい。	
(第4事案について) 5年間にわたり一者応札かつ同一業者の落札が継続しているというのは、競争性に欠けている状況であると言わざるを得ない。 仕様書を見ると、大手業者以外は担当しにくいという事情があることは理解できるが、引き続き応札者等の増加に向けて声掛け等を積極的にお願いしたい。 また、大手業者は福岡地区・北九州地区にそれなりに存在するため、新規の業者についても積極的に声掛けをお願いしたい。	